

令和6年度ひめじポイント利用規約

<目的>

本規約は、令和6年度ひめじポイント事業（以下「本事業」といいます。）に関して、ポイントの付与を受けるに当たって申請者が遵守すべき事項や要件等を定めることを目的とするものです。

本事業は、対象となる姫路市民に対し、ポイントの付与を行うことで、健康づくり、ボランティア等の施策への市民参画の推進や子育て支援を行うことを目的としています。

<付与するポイント>

本事業で付与するポイントは、1ポイントが1円に相当する、本市が指定したキャッシュレス決済サービスのポイントや商品と引き換え可能なクーポン等と交換できるポイントとします。

<ポイント施策及び申請期間>

別表のとおり

<ポイント付与事業者>

株式会社ギフトィ

<付与されたポイントの有効期限>

ポイント発行から12か月後の月末

※有効期限を過ぎるとポイントは失効し、利用できません。

※ポイントの換金・譲渡はできません。

※ポイント交換後のポイント利用等については、交換先の事業者の定めるとおりとなります。

<申請者の資格>

- 1 申請者は、次に掲げる要件を満たす場合に限り、本事業への申請を行うことができます。
 - (1) 別表に定めるポイント付与要件を満たしていること。
 - (2) 本事業申込み時に姫路市に住民登録があり、かつ、マイナンバーカードを所持していること。
- 2 申請は本人が行うものとします。
- 3 別表に示す本事業の各ポイント事業について、申請対象者一人につき同一要件で1回限り申込申請を行うことができるものとし、重複する申請はできません。

<申請手続等>

- 1 申請者は、ポイント付与の申請に当たっては、マイナンバーカードによる認証の方法により、姫

路市オンライン手続ポータルサイトから行うものとします。

- 2 本市が申請者からの申請を受け付けた場合、当該申請に係る情報その他審査に必要な情報に基づき、当該申請者がポイント付与要件を満たすかを審査するものとします。
- 3 審査の結果、当該申請者がポイント付与要件を満たしていると確認できた場合、本市からポイント付与事業者が発行するポイントを付与します。
- 4 本申請完了した場合、申請者の申告に誤りがあった場合等であっても、市は、ポイントの付与について、市の責めに帰すべき事由によるものを除き責任を負いません。

<代理申請の手続>

- 1 申請者が15歳未満である等の場合には、申請者に代わって申請を行う者(以下「申請代行者」といいます。)が、本規約等を厳守の上、申請手続を行うものとします。
- 2 申請代行者による申込みの申請によって、申請者に損害が生じた場合においても、市は、市の責めに帰すべき事由によるものを除き責任を負いません。

<注意事項>

- 1 次に掲げる場合は、申請を受け付けることはできません。
 - (1) システム障害、点検、保守作業等の理由で受付を停止している場合
 - (2) マイナンバーカード又は署名用電子証明書が有効でないと判断した場合
 - (3) 本市が定める申請に必要な情報が不足している場合
 - (4) その他やむを得ない事由による場合※なお、本市は、申請を受け付けることができない場合であっても、市の責めに帰すべき事由によるものを除き、一切の責任を負いません。
- 2 次に掲げる場合は、申請を無効とします。
 - (1) 同一のポイント事業に対し、同一の要件で2回以上の申請が確認された場合
 - (2) 申請内容に不備があった場合
 - (3) 本事業で不正行為が行われたと本市が判断した場合
 - (4) 本規約に違反する行為があった場合又はそのおそれがあると市が判断した場合
- 3 申請者は申請を行った場合、原則として、当該申請に係る情報の変更等を行うことはできません。申請の取下げをする場合は、各ポイント事業の所管課までご連絡ください。
- 4 付与されたポイントに係る権利又はポイントの付与を受けることができる地位を第三者へ譲渡することはできません。
- 5 本市は、ポイントの付与を行った後に、ポイント付与要件を満たさないことが判明した場合又は申請者から申請の取下げが行われた場合は、申請者に対するポイントの付与を取り消すことができます。なお、取消しが行われたことにより、申請者に損害等が生じても、本市及びポイント付与事業者は

- 、自らの責めに帰すべき事由による場合を除き、責任を負いません。
- 6 本事業の内容は、予告なく変更となる場合があります。また、本規約は、随時改定する場合があります。この場合、市ホームページなどに掲載することにより、本事業の内容の変更又は本規約の改定の内容を随時周知するものとします。
 - 7 本事業の適切な運営を妨げる事象が生じた場合、これに類する状況が生じた場合その他本事業を継続しがたい事由が生じた場合は、本事業の中止又は延期をすることがあります。
 - 8 本市は、申請者の本事業に起因する損害・不利益について一切の責任を負わないものとします。
 - 9 本事業への申請に係る費用（インターネット通信料等）は、全て申請者の負担となります。

<申請者の情報の取扱い>

本事業の申請者情報の取扱いについて、申請者は次に掲げる内容に同意して申し込むものとします。

- (1) 本事業において取得した申請者の個人情報、個人情報保護法その他関連する法令等を遵守し、慎重に取り扱います。
- (2) 申請者の個人情報を、ポイント付与要件を満たしていることの確認（代理申請の場合における申請対象者のマイナンバーカード交付の有無、申請対象者及び申請代行者の世帯情報の確認を含みます。）、申請者へのご連絡、ポイント付与等本事業の運営に関する目的以外で利用することはありません。

別表「令和6年度ひめじポイント」一覧

ポイント施策	ポイント付与要件	付与ポイント	申請期間
ハッピーバースポイント	令和5年4月2日以降に生まれ、出生届と同時に姫路市に住民登録し、継続して市内に住民登録している赤ちゃんのうち、マイナンバーカードを取得した者（既に現金による給付を受けた者を除く。）	5,000Pt	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
多子世帯への出産祝いポイント	新生児の出生時に、その新生児を含み実際に養育している満19歳未満の子が3人以上いる市内の世帯の保護者	第3子: 25,000 Pt 第4子: 35,000 Pt 第5子以降: 45,000 Pt	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
婚活サポートポイント	ひょうご出会いサポートセンターの「はばタン会員」の登録を行う20歳以上39歳以下の市内在住の独身者	20歳から29歳: 5,000 Pt 30歳から39歳: 3,000 Pt	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
国保特定保健指導ポイント	姫路市国民健康保険の特定保健指導を終了し、個別通知を受けた市内在住者	動機付け支援: 500 Pt 積極的支援: 1,500 Pt	令和7年1月15日から令和7年2月14日まで
糖尿病重症化予防歯科検診ポイント	姫路市の糖尿病重症化予防歯科検診の対象者となり、検診を受診した市内在住者	500 Pt	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
禁煙チャレンジポイント	令和6年度中に禁煙外来を受診し、禁煙にチャレンジする市内在住者	参加時: 500 Pt 成功者: 500 Pt	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
親子歯科保健ポイント	市内在住の親子歯科保健(妊産婦歯科健診・子どもの歯みがき相談)の受診者	母: 500 Pt 子: 500 Pt	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで(ただし、令和7年1月1日から令和7年3月31日の間に受診した者については、

			医療機関受診から3か月以内まで)
介護支援ボランティアポイント	令和6年中に介護支援ボランティア活動をし、マイナンバーカードを使った申請によるポイント付与を希望する市内在住者	活動実績に応じスタンプを付与(1スタンプを100Ptとして換算) ただし、対象期間におけるポイントは5,000Ptを上限とする。	令和7年1月1日から令和7年1月31日まで
令和5年度「通いの場」参加ポイント	令和5年3月27日から令和6年3月31日までの間にいきいき百歳体操への参加及び運営支援を行った40歳以上の市内在住者	活動1回につき、参加者とお世話係それぞれに50Pt(週1回を上限) ただし、対象期間におけるポイントは3,100Ptを上限とする。	令和6年4月1日から令和6年9月30日まで
令和6年度「通いの場」参加ポイント	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間にいきいき百歳体操への参加及び運営支援を行った40歳以上の市内在住者	活動1回につき、参加者とお世話係それぞれに50Pt(週1回を上限) ただし、対象期間におけるポイントは3,000Ptを上限とする。	翌年度(予定)